

家畜衛生だより

令和2年度第34号（鶏） 令和2年12月発行



南部家畜防疫協議会
(公社) 千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒を実施して下さい

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法第30条に基づき、千葉県告示第656の2号で、対象となる家きん※飼養農場に対して、**家きん舎周囲及び農場外縁部の消石灰による消毒を令和2年12月31日までに実施するべき旨の命令**がされました。

つきましては、以下の点に留意し、実施をお願いします。

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

【対象】 飼養羽数100羽以上の家きんの飼養農場、及び100羽未満であっても家畜保健衛生所長が消毒を実施する必要があると認める農場※
※農場：生産物（卵、鶏など）を出荷しているところ

【実施の期間】 令和2年12月18日（金）～12月31日（木）まで

【報告方法】 消毒の実施後、必ず鶏舎周辺や農場周囲や農場辺縁等の消毒実施状況を写真撮影し、**一週間以内に当所へ報告**

【報告期限】 令和3年1月8日（金）

【報告内容】 1. 農場名
2. 実施日
3. 消毒実施状況が分かる写真（家きん舎周囲や農場外縁）
※状況がわかれば写真の枚数は規定しません

<千葉県南部家畜保健衛生所>

【送付方法】 郵送 : 〒296-0033 千葉県鴨川市八色52
FAX : 04-7092-1434
メール : nanbukaho@pref.chiba.lg.jp

※何か御不明な点がございましたらご連絡下さい。(TEL: 04-7092-2304)

休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします

※ なお、この消毒命令に従わなかった場合は罰則がありますので
ご留意ください。(家畜伝染病予防法第68条 30万円以下の罰金)

消毒方法については裏面をご参照ください！

裏面へ続く

12月7日（月）締め切りの100羽以上の農場を対象にした消石灰配付を申しこまれた方は、改めて後日別途配付日程及び場所についてご連絡致します。

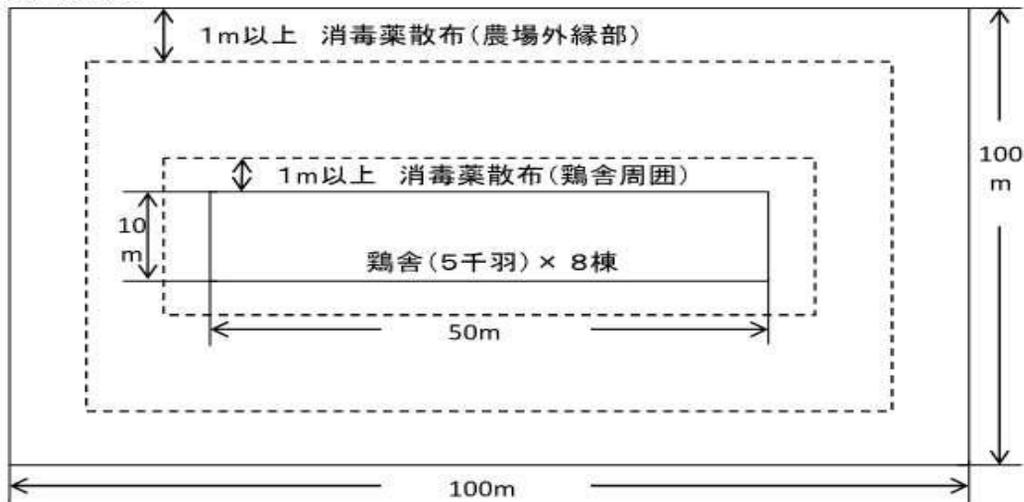
消石灰の散布方法について

農場敷地周縁・鶏舎周囲、農場内道路に1m以上幅で一面に白く覆うように撒きます。散布量の目安は、1㎡当たり0.5～1.0kg。繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなる為、定期的に散布して下さい。散布後、ほうき等で均一に広げて下さい。消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布するようにして下さい。また、併せて殺鼠剤及び殺虫剤の散布、農場周囲の除草や、農場内外の整理を行い、野生動物の侵入を防止しましょう。

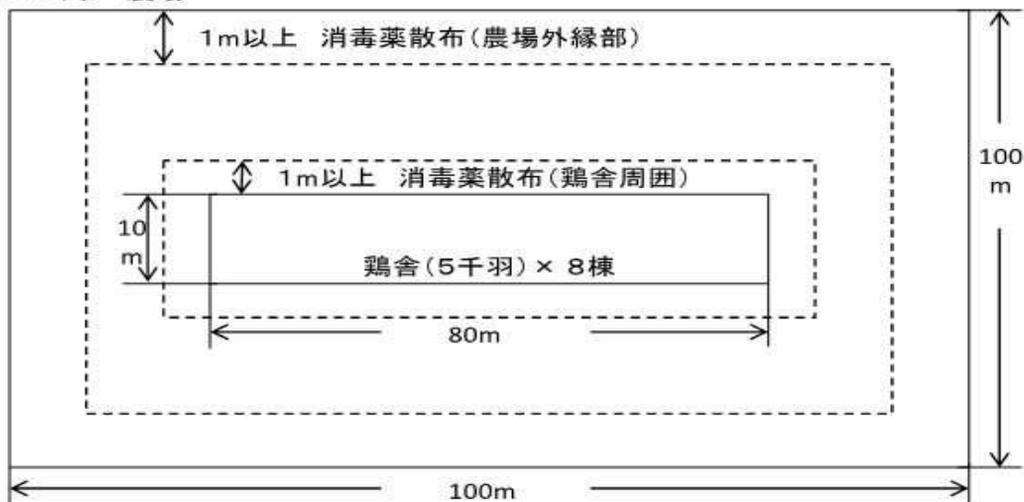
消毒薬散布のイメージ

(別添)

・採卵鶏農場



・ブロイラー農場



・消毒薬散布量: 消石灰の場合は0.5～1.0kg/㎡を目安とする